

# 在宅介護

# オアシス支援事業

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100



## ♥在宅介護オアシス支援事業とは?

高齢者や障がい者が日常的に集うことのできる場を提供する事業です。そこで行われる活動を通して、生きがいづくりや仲間づくりなど、介護予防を目指しています。

高齢者が要介護状態にならないためには、自ら介護予防に取り組むことが重要です。

また、冠婚葬祭などにより保護が必要となった乳幼児や児童の受け入れも行っています。

## ♥一緒に活動してみませんか

市内には、16カ所の在宅介護オアシス支援施設があります。施設ごとに特色があり、雰囲気や活動内容はさまざまです。

新しい居場所を見つけ、一緒に活動してみませんか。随時見学を受け付けています。

## ♥利用できる方

①65歳以上で介護認定を受けていない高齢者および障がい者で、次のことに該当する方

○季節の話題や地域の伝承、料理など、いろいろな話題で会話を楽しみたい

○健康の維持・増進のため、活動がしたい

○新しい活動にチャレンジしたい

②親の冠婚葬祭などで保護が必要な乳幼児や児童

## ♥活動内容

○文化活動(書道・

手芸・マジック

・カラオケ・太

正琴・踊りなど)

○スポーツ活動(ゲートボール・グラウンドゴルフなど)

○日帰りバスツアー、買い物ツアー

○給食サービス(昼食・おやつ)



表：在宅介護オアシス支援施設一覧

施設名	所在地	電話番号	休所日	
森友あかね	森友 1125-47	21-4300	土・日	
せがわ	瀬川 1163-2	22-0310		
毎日クリスマス	佐下部 305	21-7030		
あおぞら	森友 535-5	23-0677		
グループこばやし	小林 4046-1	26-8140		
ほほえみ	瀬尾 528-8	22-9008		
杉並	板橋 941-17	26-6940		
野の花	板橋 2306-1	27-3920		
足尾みんなの家	足尾町赤倉 3-11	93-0711		
はじめのいっぽ	所野 1541-2371	090-3216-9509		
ひだまり	日向 579	25-7256		
大原あかね	鬼怒川温泉大原 334-6	25-6208		
ひなたぼっこ	木和田島 1373-231	26-1117		木・日
もみの木	大桑町 1161-2	21-9118		月・木
おうらん 桜蘭	鬼怒川温泉滝 410	050-1235-6601	日・月	
ちいさなき	大沢町 334-5	25-7878	水・土	

## ♥利用料

高齢者・障がい者：

1日1,200円程度

乳幼児・児童：1時間単位で設定  
(金額は施設によって異なります)

## ♥申込方法

左表の施設一覧から、利用したい施設へ直接お申し込みください。

## ◆施設「ほほえみ」利用者の声◆

一人で家にいると不安だけど、

「ほほえみ」ではみんなに会える！カラオケをして、笑って話ができ、とても楽しいです。

大正琴を練習する利用者



大正琴を練習する利用者

～知って安心・よくわかる～

# 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方を支援する制度です。具体的には財産侵害を受けたり、権利を侵害されることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

くわしくは 高齢福祉課高齢福祉係 ☎ 21-5100

## 任意後見

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分になってしまったときに備えて、自らが後見人を選び、自分の生活や財産管理の方法について、あらかじめ契約しておくものです。契約は判断能力が減退した後、家庭裁判所の審判を経て発効します。

## 法定後見

法定後見制度は、本人の状態によって3つに分かれます(下表1参照)。本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消し、財産管理を行います。

**法定後見制度と任意後見制度**  
成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

次のような場合、まずは窓口へご相談ください(下表2参照)



○認知症の方で金銭管理が難しくなり、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭っている。



○親が亡くなった知的障がい者が相続や預貯金の管理に困っている。



○認知症の一人暮らしの高齢者で、身近に支援者がおらず福祉サービスなどの利用契約が必要。

表1：法定後見制度の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(法律行為などができるかどうか心配がある)
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常生活では自分の意志で行動ができる。しかし、重要な法律行為などは困難)
後見	判断能力が常時欠けている状態の方(自分の意志表示が困難で法律行為も不可)

※この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族が行いますが、身寄りがない場合などには、市町村長が行うこともできます

表2：相談窓口一覧

相談窓口	電話番号
高齢福祉課高齢福祉係	21-5100
社会福祉課障がい福祉係	21-5174
市地域包括支援センター	21-2137
今市東地域包括支援センター	26-6537
今市南地域包括支援センター	25-6444
今市北地域包括支援センター	21-7081
日光・足尾地域包括支援センター	25-3255
藤原・栗山地域包括支援センター	76-3333
市社会福祉協議会	21-2759
民間専門相談機関 公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420